

大阪広域環境施設組合条例第7号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（平成27年条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第14項中「平成3年法律第110号」を「平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。」に改め、同条第15項中「地方公務員の育児休業等に関する法律」を「育児休業法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用する。